

## 寺院の適切な管理運営について

### ▷ 会計・税務 ⑮

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。  
今号は、相続税・贈与税について掲載いたします。

#### ▽ 相続税・贈与税

相続税とは、亡くなった人（被相続人）の財産（相続財産）を受け取ったときに、受け取った人（相続人等）に課されるもので、贈与税とは、生きている人（贈与者）から贈与を受けた人（受贈者）に対して課されるものです。

また、遺贈とは、被相続人（亡くなった人）が生前に遺言書を書くことによつて、遺言で相続人（財産を承継する人）へ相続財産を与えることをいいます。通常の相続は、相続人が相続財産のすべてを受け継ぐのに対し、遺贈は遺言によつて遺産の全部又は一部を無償あるいは一定の負担を付して相続人や相続人以外の者（法人でも可）に受け継ぐことをいいます。

#### 1. 不動産の贈与（寄附）を受けた宗教法人の取扱い

##### (1) 宗教法人が遺贈や贈与を受けた場合

宗教法人が遺贈・贈与により財産を取得した場合は、寄

附金収益となりますが、宗教法人は、収益事業課税のため法人税の課税対象となりません。

- ただし、宗教法人に対する遺贈・贈与において、その遺贈・贈与により遺贈者又は贈与者の親族、その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が「不当に減少する結果」となるときは、遺贈・贈与を受けた宗教法人を個人とみなし、遺贈の場合には相続税が、贈与の場合には贈与税が課されます（相続税法第66条第4項）。
- (2) 「不当に減少する結果」となる場合

次に掲げる行為については、不当に減少する結果となります。

- ① 遺贈・贈与を受けた法人の規則等において、遺贈者又は贈与者の親族、その他これらの者と特別の関係がある者に、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与える等、特別の利益を与える旨の記載がある場合。
- ② 遺贈・贈与を受けた法人が、遺贈・贈与をした者又はその親族、その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をすると認められる場合。
- (i) 法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
- (ii) 法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
- (iii) 法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく

低い価額の対価で譲渡すること。

(iv) これらの者から金銭、その他の財産を過大な利息又は賃借料で借り受けること。

(v) その他これらに類する行為。

- (3) 遺贈・贈与を行う者が、遺贈・贈与を受ける宗教法人の役員等である場合

宗教法人は次に掲げる要件を満たさなければ、課税の対象となります。

- ① 責任役員の数数が6人以上、監事の数数が2人以上であり、評議員会（総代会等）の制度が設けられており、評議員の定数が責任役員の数数の2倍を超えていること。
- ② 役員のうちには、その者及びその親族等の特殊関係者の合計数が3分の1以下であること。
- ③ 解散に伴う残余財産が、国若しくは地方公共団体又は他の公益を目的とする事業を営む法人に帰属すること。
- ④ 必要な会計処理を行い、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記載されていること。
- ⑤ その他運営組織の適正性を満たすこと（相続税法施行令第33条、同法基本通達関連個別通達6）。

2. 相続した不動産を宗教法人に贈与(寄附)した個人の取扱い

相続人が、被相続人から不動産を相続した後、不動産を宗教法人に寄贈した場合は、その不動産については相続人が一旦相続しますので、相続人の相続税の対象となります。

また、相続人が相続した財産を宗教法人に寄贈しますので、租税特別措置法第40条に該当しなければ、相続人の譲渡所得税の課税対象にもなりません。

なお、被相続人が遺言により、不動産を宗教法人に寄贈する旨を記載しており、遺言通りに不動産を宗教法人に寄贈した場合には、相続人の相続財産にはなりません。

しかし、被相続人が不動産を宗教法人に寄附したこととなり、租税特別措置法第40条に該当しなければ譲渡所得税の課税対象となります。(『宗報』令和3年6月号参照)

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』(株式会社出版文化社、2018)に基づき、掲載しております。

